

質問に対する回答書

令和8年6月23日

貝塚市教育委員会 教育総務課

業務名:貝塚市立小・中・義務教育学校公用スマートフォン端末及び通信サービス等提供業務

No	質問事項	回答
1	入札金額の合計額と内訳金額の「初期費用（初年度のみ）」と「端末1台あたりの月額費用（契約期間）」の合計金額が合致しない事は問題ないでしょうか。 「端末1台あたりの月額費用」に割り切れない項目が有る為です。	問題ありません。 入札書の内訳金額「端末1台あたりの月額費用」については、端数を切り上げた額で記載してください。